

令和 2 年度版「年金ライフサブノート」 お詫びと訂正

本書 15 頁「年金と税金―雑所得として税金がかかります」の「扶養親族等申告書の提出をお忘れなく！」に以下の誤りがありました。お詫びと訂正をさせていただきます。

正	<p>扶養親族等申告書を提出すると、公的年金等控除、基礎控除相当に加えて、配偶者控除や障害者控除、扶養控除など該当する各種控除が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書を提出した人の源泉徴収税額 $\{ \text{年金支給額} - \text{介護保険料等の社会保険料} - (\text{公的年金等控除} \cdot \text{基礎控除相当} + \text{配偶者控除等の各種控除}) \} \times 5.105\%$ (源泉徴収税率) ・ 申告書を提出しない人の源泉徴収税額 $\{ \text{年金支給額} - \text{介護保険料等の社会保険料} - (\text{公的年金等控除} \cdot \text{基礎控除相当}) \} \times 5.105\%$ (源泉徴収税率) <p>よって、各種控除に該当しない人（受給者本人が障害者・寡婦（寡夫）等に該当せず、控除対象となる配偶者または扶養親族がいない人）は、提出する必要はありません。</p>
誤	<p>扶養親族等申告書を提出すると、公的年金等控除や配偶者控除など該当する各種控除が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書を提出した人の源泉徴収税額 $(\text{年金支給額} - \text{介護保険料等の社会保険料} - \text{各種控除額}) \times 5.105\%$ (源泉徴収税率) ・ 申告書を提出しない人の源泉徴収税額 $\{ \text{年金支給額} - \text{介護保険料等の社会保険料} - (\text{年金支給額} - \text{介護保険料等の社会保険料}) \times 25\% \} \times 10.21\%$ (源泉徴収税率)